

質問 1

・生活習慣病管理料（Ⅱ）の施設基準の中で電子機器を用いた診療の届け出を行なっているとありますが、具体的な施設基準を教えてください

→オンライン診療で行う場合であれば、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出として別添 7 の様式 1（添付 pdf）を届け出ていただく必要があります。

・5 月までに生活習慣病管理料（Ⅰ）を新たに算定する場合の計画書は簡素化された物でよろしいのでしょうか。また、6 月以降（Ⅱ）を算定する場合は、計画書は簡素化されたバージョンの継続用でよろしいのでしょうか

→5 月までは改定前の計画書をお使いください。なお、5 月までに改定前の生活習慣病管理料において療養計画書を患者に交付していた場合、6 月以降の計画書は継続用でよい。

・計画書の採血欄については、紙カルテ運用の医療機関においては、結果の記された用紙を患者に手渡しする場合も記載不要という認識でよろしいでしょうか

→血液検査結果を療養計画書と別に交付している場合、その旨を診療録に記載している場合は、療養計画書の血液検査項目についての記載を省略して差支えない。

・生活習慣病管理料における計画書を患者に交付する際は、原本ではなく、コピーを渡すでよろしいでしょうか。

・計画書の保存については、自院の紙カルテサイズでもよろしいものなのでしょうか

→療養計画書の原本は患者に交付し、その写しを診療録に添付しておくこと。なお、サイズの指定はない。

・一般名処方加算の掲示についての雛形は存在するのでしょうか

→日本医師会メンバーズルームの「診療報酬改定に関する情報 <令和 6 年度>」(下記 URL) 内の「院内掲示用ポスター等」に掲載しておりますので、ご活用ください。

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

質問 2

小児かかりつけ診療料 1 の施設基準で、「発達障害等に関する適切な研修及び虐待に関する適切な研修を修了していることが望ましい」とあり、疑義解釈では発達障害に関する研修会は 3 研修、虐待に関する研修は、日本子ども虐待医学会「BEAMS Stage1」のみであり、8/30 の研修会を申込みことすらできない。現時点とあるが、いつ頃追加され、どのような研修会が想定されるのか。修了していることが望ましいとあるが、修了していなくてもいいのか、ご教示ください。

→修了していることが望ましいということであって、修了していなくても差支えない。なお、他に該当する研修が追加された場合は、疑義解釈資料で示されると考えられます。

質問 3

特定疾患療養管理料 225 点と特定疾患処方管理加算 56 点は胃炎と高血圧症の両方の病名があっても算定可能でしょうか？

→主病が特定疾患療養管理料や特定疾患処方管理加算の対象疾患である場合は、特定疾患療養管理料、特定疾患処方管理加算を算定することは可能。なお、同月に生活習慣病管理料は算定できない。